

神奈川県立スポーツ施設  
指定管理者評価委員会審査報告書

平成22年 8 月

## 1 審査報告書作成の経緯

伊勢原射撃場の指定管理者の選定にあたり、神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）は、応募団体から提出された申請書に基づき、面接審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

## 2 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
小川 修司	元神奈川県警銃器対策課長	関係法令 （法務識見者） （事業精通者）
川口 千代	筑波大学名誉教授	スポーツ振興 利用者サービス （学識経験者） （事業精通者）
坂田 公一	財団法人日本体育施設協会スポーツ施設 研究所主任専門委員	施設管理運営 （学識経験者） （事業精通者）
富田 幸博	日本体育大学体育学科教授	スポーツ経営 スポーツ行政 （学識経験者）
中元 文徳	公認会計士	財務・会計 （会計識見者）

## 3 選定の経過

平成22年 5月18日	募集要項配布
平成22年 5月18日～平成22年 7月 2日	質問の受付
平成22年 6月14日	現地説明会 参加10団体
平成22年 6月29日、30日、7月 7日	委員現地視察
平成22年 7月16日	募集受付終了 応募 2 団体
平成22年 7月30日	委員会開催（面接審査の実施、指定管理者候補を協議・選定）

## 4 審査基準

選定基準		審査基準		配点	指定の基準 (条例・規則)	審査の対象とする 申請種類の該当箇所		
(大項目)	(小科目)	審査項目	審査の視点					
サービスの向上	1	指定管理業務実施にあたっての考え方	(1) 施設の運営の基本的な考え方	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方の状況 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況	5	条例第5条第1号及び第3号 規則第5条第2号	事業計画書 - 1-(1), (2) - 6-(1), (2) - 7-(1)	
	2	施設の維持管理	(1) 施設の維持管理	安全で快適な施設の維持管理のための取組みの状況	5	条例第5条第4号 規則第5条第2号	事業計画書 - 5-(1)	
	3	利用者への対応	(1)	利用者サービスの取組み	利用者サービス向上のための取組みの状況 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況 サービス向上のために行う利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況 利用者からの苦情処理やトラブルへの対応状況	10	条例第5条第1号及び第3号 規則第5条第2号	事業計画書 - 10-(1), (2)
			(2)	利用料金制	利用料金制の設定及び減免の考え方の状況	5		事業計画書 - 8-(1), (2), (3)
			(3)	その他運営に当たっての提案	施設をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	5		事業計画書 - 14
	4	安全管理	(1)	日常時の安全管理	射撃場の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組みの状況	5	条例第5条第3号及び第4号 規則第5条第2号	事業計画書 - 12-(1)
			(2)	緊急時の対応	事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況	5		事業計画書 - 12-(2), (3)
	5	その他	(1)	地域との連携	関係団体、地域住民、ボランティア団体等との連携・協力の状況	10	規則第5条第2号	事業計画書 - 7-(2)
	管理経費の節減等	1	適切な積算	(1) 事業計画等との関係	指定管理業務を行うための経費の積算の状況	10	条例第5条第5号 規則第5条第2号	事業計画書 - 9-(1)
		2	節減努力等	(1) 提案額	提案された納付金の額	20		

団体等の業務遂行能力	1	人的な能力	(1)	人員配置	指定期間を通じて効果的・効率的及び確実に指定管理業務を行うための人員配置等の状況  業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	条例第5条第4号  規則第5条第1号	事業計画書 - 2-(1), (2)
			(2)	職員採用及び人材育成	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況			事業計画書 - 3-(1), (2) - 4-(1)
	2	財政的な能力	(1)	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営規模の状況  安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の事業の継続性・安定性の度合い  (公認会計士による審査)	5	条例第5条第5号	団体等の事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算諸表 事業計画書
	3	法令等を遵守する能力	(1)	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況  法令遵守の徹底に向けた取り組みの状況	5	条例第5条第3号	団体等の諸規程類 事業計画書 - 1-(3)
			(2)	個人情報の保護	個人情報の保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況			団体等の諸規程類 事業計画書 - 11-(1), (2), (3)
			(3)	環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			事業計画書 - 13-(1)
	4	その他	(1)	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第5条第4号  規則第5条第1号及び第2号	事業計画書 - 7-(3)

## 5 審査の実施方法

### (1) 委員会の運営

神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会の公開に関する要領に基づき、会議は公開とした。また、会議記録については、発言者名は匿名とし、発言内容は要約して公表することとした。

### (2) 審査の実施状況

#### ア 面接審査

(ア) 日 時 平成22年7月30日(金) 10:30～15:10

(イ) 場 所 平沼記念レストハウス 第3号室

(ウ) 出席者 委員会委員 4名  
申請団体 2団体(各3名)  
事務局(スポーツ課) 5名

(I) 方 法 申請団体による申請書類に基づく12分間のプレゼンテーションの後、委員からの質疑を行った。

#### イ 審査・評価

申請書類及び面接審査を踏まえ、各委員の意見を集約し、審査基準に基づき委員会として申請団体の評価得点を決定した。

## 6 審査結果

申請書類及び面接審査において、どちらの団体についても選定基準である「管理経費の節減等」の「適切な積算」について、必要な経費が適切に積算されているとは認められなかったことから、「適切な積算」の評価としては「失格」となり、それに基づき提案された納付金は比較の対象とならず、「節減努力等」の評価も「不能」=0点と取り扱うこととした。

「管理経費の節減等」について、どちらの団体も0点であったことから、評価委員会としては、審査得点の合計による指定管理者候補(案)の選定は行わなかった。

## 7 審査得点

( 受付順に記載 )

### 【伊勢原射撃場】

団体名 [グループの構成団体名]	選定 基準	選定基準 ( 細目 )	審査基準	配点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	審査 得点	
			審査項目							
健促みどりの会  [株式会社Bartholo Japan、 株式会社タイコー、 NPOシュート 神奈川]	サー ビスの 向上	指定管理業務実施に あたっての考え方	施設の運営の基本的 な考え方	5	3	3	3	3	3	
		施設の維持管理	施設の維持管理	5	3	3	3	4	3	
		利用者への対応	利用者サービスの取 組み	10	6	6	6	6	6	
			利用料金制	5	4	3	3	3	3	
			その他運営に当たっ ての提案	5	3	3	3	2	3	
		安全管理	日常時の安全管理	5	3	3	3	2	3	
			緊急時の対応	5	3	2	2	2	2	
		その他	地域との連携	10	4	6	6	6	6	
	管 理 経 費 の 節 減	適切な積算	事業計画等との関係	10	0	0	0	0	0	
		節減努力	提案額	20	0	0	0	0	0	
	団 体 の 業 務 遂 行 能 力	人的な能力	人員配置 職員採用及び人材育 成	5	3	3	3	3	3	
		財政的な能力	財務状況	5	3	3	3	3	3	
		法令等を遵守する能 力	諸規程の整備	5	3	3	3	2	3	
			個人情報の保護 環境への配慮							
	その他	これまでの実績	5	2	2	2	1	2		
	合計				100	40	40	40	37	40

団体名 [グループの構成団体名]	選定基準	選定基準 (細目)	審査基準	配点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	審査 得点	
			審査項目							
<b>神奈川県射撃協会</b>  [特定非営利活動法人 神奈川県ライフル射撃協会、 神奈川県クレー射撃協会、 社団法人神奈川県獵友会]	サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方	施設の運営の基本的な考え方	5	4	3	3	3	3	
		施設の維持管理	施設の維持管理	5	4	3	3	3	3	
		利用者への対応	利用者サービスの取組み	10	8	6	6	6	6	
			利用料金制	5	3	2	2	2	2	
			その他運営に当たっての提案	5	2	2	2	2	2	
		安全管理	日常時の安全管理	5	4	3	3	3	3	
			緊急時の対応	5	5	3	3	3	3	
	その他	地域との連携	10	4	6	6	6	6		
	管理経費の節減	適切な積算	事業計画等との関係	10	0	0	0	0	0	
		節減努力	提案額	20	0	0	0	0	0	
	団体の業務遂行能力	人的な能力	人員配置	職員採用及び人材育成	5	4	3	3	3	3
			財政的な能力							
		法令等を遵守する能力	諸規程の整備	個人情報保護 環境への配慮	5	4	3	3	3	3
			その他							
	合計				100	50	40	41	41	41

## 8 提案の概要及び審査講評

( 受付順に記載 )

### 【伊勢原射撃場】

団体名 ( 受付順 )	講 評
	<p>利用者サービスの向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件に応じた無料券の配布</li> <li>・ H Pの作成、意見箱の設置</li> <li>・ クレーの低額提供</li> <li>・ シューティングスクールの設立</li> <li>・ 各種大会の実施</li> </ul> <p>管理経費の節減等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付金の提案額 5,000千円 (平成23年度) 25,000千円 (平成24～27年度平均)</li> <li>・ 薄利多売による利用者増</li> <li>・ 射撃関係機器のメンテナンスを職員が実施</li> <li>・ 申請グループ (企業) による施設の維持管理</li> <li>・ クレーの仕入れと消費量が不整合</li> <li>・ 人件費の事業計画と収支計画が不整合</li> <li>・ 委託料の事業計画と収支計画が不整合</li> <li>・ 収支計算書の精査不足</li> </ul> <p>団体の業務遂行能力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設運営に必要な有資格者の確保に課題</li> </ul>
健促みどりの会	<p>委員4名による協議により委員会としての評価を行った結果、審査得点が40点となった。</p> <p>優れていると評価した内容については次のようなものがあった。 伊勢原射撃場の設置目的や公の施設としての公平性、平等性は理解しており、職員や構成団体による射撃関係機器のメンテナンス・弾丸回収の実施、クレーを安価で提供するなど一定のサービス向上につながる提案となっている。</p> <p>懸念される内容については次のようなものがあった。 利用者サービス向上のための各種大会等の実施についての考え方は評価できるが、有資格者の確保や実施方法等について更に具体的な提案が求められる。 募集要項に示された納付金よりも多く納入する提案となっているが、根拠となる収入の確保について具体的な提案が求められる。</p> <p>「管理経費の節減等」が評価に至らなかった理由については次のようなものがあった。 利用者数の想定が具体的な提案となっておらず、人件費やクレーについて事業計画と収支計画書が合致していないことから、必要経費について適切に積算されているとは認められない。 指定管理業務を受託する条件となっている納付金について、提案額の根拠となる積算が適切とは認められないため、提案について評価できない。</p>



団体名 (受付順)	講 評	
神奈川県射撃協会	提案の概要	<p>利用者サービスの向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付（ホテルのフロント仕様）、クラブハウス（絨毯）、ゴルフ場並の施設（トイレ、シャワー、レストラン等）への改善が必要</li> <li>・ レディースデイ、シルバーデイ、サービスデイの設置</li> <li>・ 定期的な射撃教室の開催</li> <li>・ HPの作成、アンケート箱の設置</li> <li>・ 有資格者を配置、安全パトロール</li> </ul> <p>管理経費の節減等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案された納付金額 19,350千円（平成24～27年度平均）</li> <li>・ 月例会事業による収益増（要協議）</li> <li>・ 利用料金未確定</li> <li>・ 減免基準未確定</li> <li>・ 想定収支は赤字</li> <li>・ 納付金は県と協議</li> </ul> <p>団体の業務遂行能力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設運営に必要な有資格者の確保が可能</li> <li>・ 伊勢原射撃場における運営実績</li> </ul>
	審査講評	<p>委員4名による協議により委員会としての評価を行った結果、審査得点が41点となった。</p> <p>優れていると評価した内容については次のようなものがあった。 安全を最優先にした所持品ロッカー設置、女性の立場や利用者の立場に立ったサービスデイの設置など一定のサービス向上につながる提案となっている。 伊勢原射撃場における20年間の実績から、経験を生かした施設運営に期待できる。</p> <p>懸念される内容については次のようなものがあった。 利用者サービス向上のための施設整備の提案についての考え方は評価できるが、実施方法等について更に具体的な提案が求められる。 募集要項に示された納付金については、県と協議したうえで最大限努力するとしているが、経費節減の具体的な提案が求められる。</p> <p>「管理経費の節減等」が評価に至らなかった理由については次のようなものがあった。 利用料金や減免基準等における具体的な提案が示されていないため、指定管理業務を適切に行なうために必要な収支計算の算出根拠が不明確である。 指定管理業務を受託する条件となっている納付金について、提案額の根拠となる資料が不足しており、提案（努力するが県との協議が必要）について評価できない。</p>

## 9 議事概要

### < 面接審査 >

( 面接審査の順番については、当日抽選により決定した。以下面接審査順に記載。 )

神奈川県射撃協会

( プレゼンテーションの内容は省略 )

#### 【質疑】

- 委員) 指定管理者として指定された場合、どのような運営管理をしていくのか考えをお聞かせ願いたい。
- 申請団体) 安全であることが一番である。安全と競技ルールの中でいかに業績をあげていくか、ライフルについては大口径射撃、クレーについてはスキート射撃を地元と協議して、安全で騒音が出ないようにして利用制限を解除できるよう努力したい。そのような中で競技団体ではないとできない大会の誘致、月例会等をしながら、いかにクレーの枚数を飛ばすかということをお安全、地元との関係に留意して前向きに進めて行きたい。
- 委員) 組織、職員構成について、射撃指導員の確保についてはどうお考えか。
- 申請団体) 射撃指導員は特別な資格だとは思っていない。申請をすれば一定期間で取得できる。初心者の実技を指導する際に必要な資格である。我々は、有資格者とは大会開催時の審判免許等を指すと理解している。
- 委員) 例えば許可の更新の際の技能講習には教習射撃指導員の配備が法律で位置付けられている。公安委員会から技能講習の委託の依頼があった場合にどうするか。
- 申請団体) 受託する。
- 委員) 技能講習の受講料等が収支計算書に記載されていないのだが。
- 申請団体) 年間100万円くらいの収入があるとは思っている。その際の射撃指導員はクレー射撃協会、ライフル射撃協会、猟友会のいずれにもいるので、その中から良い人材を選出する。
- 委員) 防災対策について、募集要項にも記載してあるが、消防法に基づく防火管理者の資格を持つ人はいるか。
- 申請団体) いる。
- 委員) それは甲か乙か。
- 申請団体) そこまでは分からないが、防火管理者の資格を持つものはいる。
- 委員) 事業計画書に重要防護施設の指定を受けるとの記載がある。休場前は指定を受けていたので今回開場することになれば改めて申請手続きをするということではよいか。さらに休場前は伊勢原警察との間にアラームシステムがあったので、今現在使用できるかは分からないが、場合によっては警察と調整をしてやっていただきたい。
- 組織が大きいので、様々な資格を持つ人材が豊富だと思うが、適切な人員配置に御留意いただきたい。
- 申請団体) そのようにする。アラームシステムは過去にクレー射撃協会が運営していたときからのことなので、継承する。
- 委員) 実包販売について、協会として販売をするつもりはないと理解してよいか。
- 申請団体) 協会として販売するつもりはない。ただし、月例会に関しては競技の強化の面から協会が安価に輸入することも視野に入れている。しかし、それは現在販売の許可等を有しているカナガワ装弾(株)との協議ということになる。
- 委員) 納付金について、どう対応していこうとお考えか。
- 申請団体) 指定管理者として指定されたら、県と再協議をしたいと考えている。我々の積算では、どこをどう計算しても1,935万円の納付金が出せるとは思えない。支払わないと言って

いるわけではない。しかしながら、競技人口が減少しており、かつ利用制限や利用停止の施設がある中で再開し、休場前と同じだけの収益があがるのか、また、納付金が支払えない場合は3団体の定款等により、事業による赤字は理事職個人が負担することになっており、一生懸命運営したのに個人が赤字を補填するということがスポーツの普及と振興につながるのかということに疑問がある。

ということで、納付金については、精一杯支払う努力はするが、県と再協議をしたいと考えている。

これは何度もスポーツ課に申し入れている。最善の努力をする。

委員) 県の条件である1,935万円以上の納付金は難しい、と理解してよいか。収益をあげる工夫はなにかないのか。

申請団体) 安全を確保した上で、月例会等の事業を一生懸命、それこそ死に物狂いで実施しようとは考えているが、利用制限や利用停止の施設がある中でどのように実施するかというような問題がある。

ということで冒頭に申し上げたとおり、まずはスキート射場の利用制限を解除できるよう努力したい。

委員) 県の条件である1,935万円以上の納付金を支払えるだけの収益が見込めないということだと理事職の負担とのことだが、負担するつもりはあるか。

申請団体) もちろんある。死に物狂いでやる。

委員) 利用料金、減免基準が未決なのだが、これは収支計算には必要不可欠な要素だと思うのだが、どうお考えか。

申請団体) 県条例が改正され、利用料金の上限が増額されたこと、例えばクレー射撃場の学生以外の人の利用料金が1,000円から2,000円となったことは重々承知している。しかし、熊本県の射撃場で射場使用料を増額したところ、利用者が激減したという前例がある。

県の施設というのは、スポーツの普及と振興のために設立されるものである。机上の積算で利用料金を増額すればその分収益が出るというものではなく、利用料金を増額すればその分利用人数が減る。これはスポーツの普及と振興から逆行することになる。これだけは理解していただきたい。

委員) 射撃の弾や銃にかかる経費というのは競技の特性なのでこの際おいといて、民間のスポーツ施設の利用料金で2,000円などはざらにある。利用料金を例えば2,000円に設定したとしても、それを支払えないから利用者が来ないということはないのでは。

申請団体) そうすると利用者は利用料金の安価な射撃場に行く。他のスポーツ施設と比べて利用料金が安いから休場前の利用料金から増額しても大丈夫というのはいかがなものかと考える。

委員) 事業計画書のクレー射撃協会の代表者名と印鑑名が異なるのだが、これはなぜか。

申請団体) 現実の会長は印鑑名の者である。任期を残して会長代行制度を撰っている。会長代行と書いていないので現実の会長の印鑑を押した。

#### 健促みどりの会

( プレゼンテーションの内容は省略 )

#### 【質疑】

委員) 我々なら指定を受けられる、とお考えになって、今回応募したと思いますが、指定管理者制度をどのように考えているか。

申請団体) 利益追求に走ってしまうと県の意向と、管理者の意向にすれ違いが生じるので、利益追求をするというより、県営の施設を活性化するという気持ちで今回応募した。

委員) 来年から公益法人法が改正されるが、その改正法の中身は確認しているか。

申請団体) していない。

委員) 三者での運営管理方法をお聞かせ願いたい。

- 申請団体) 受付からプーラーまで全て人材は決まっている。(株)タイコーは点検、(株)Bartholo Japanはプーラー、セキュリティの構築等役割は全て決まっているのでそれで大丈夫だと思う。
- 委員) 最終責任は三者のうち誰が負うのか。グループとしての窓口は。
- 申請団体) (株)Bartholo Japanである。
- 委員) 納付金について、収支計画書のとおり収益があがらなかった場合、要するに赤字になった場合はどうするのか。
- 申請団体) 三者が協力して補填する。
- 委員) 利益追求をしないということは、射撃場の事業については良いのかもしれないが、三者の中に株式会社があるのだから、あまり利益は追求しないにしても、損を出したいわけではないと思うのだが、ここはどうお考えか。
- 申請団体) もちろん利益を出す努力はするし、利用者が多く来る環境づくりや、コスト削減の努力をすれば、収益は見込めると考えている。我々は利益追求よりも県民の方々の幸せを考えているので。
- 委員) 企業にも色々な考え方の経営者がいるので、そのような考え方もあるとは思っているのだが、ただ企業が継続していけないと元も子もなくなってしまうのでは。
- 申請団体) 利益追求を優先するより、とにかく射撃競技は、新しい人が非常に入りづらいという面があり、そのイメージを変えたい。
- 委員) (株)タイコーの決算報告書中の貸借対照表の繰延資産とはなにか。
- 申請団体) 経理のものがいないので分からない。
- 委員) 収支計画書について、収入が平成23～27年度の間増加しており、それに伴い支出も増加しているのだが、その大半が人件費に充てられていて、維持費に充てる割合が少ない。要は、利益追求を目指さないならば、利用者のために施設の維持費として還元していくことが必要だと思うのだが、どうお考えか。
- 申請団体) そもそも平成23年度は8月から開場という条件なので経費が全て少ないと考えている。翌年度から通年での運営になるので人件費もそれに伴って増えているということである。支出については募集要項の数値を参考にして作成したもので、施設の維持については、(株)タイコーがその役割を担えるので、支出としては計上しなかった。
- 委員) 下手をすると損をする施設になぜ応募したのかその思いを述べていただきたい。
- 申請団体) 射撃をやりたいという方は周りにたくさんいるのだが、非常に入りづらい雰囲気があるので、そのイメージを変えたいと思っていたところでこのような機会があったため応募した。
- 委員) そのために損を覚悟で指定管理をするのか。
- 申請団体) そうでないとも射撃は変わらない。今回の応募で周りから睨まれることも覚悟でいる。全財産を注ぎこんでも運営をしたい。
- 委員) 収支計画書で納付金額が県の条件よりも高い。また、利用料金の設定も条例の上限額から見るとかなり安価に設定されている。  
先程から利益追求はしない等の話がある中で、また、射撃人口が減っている現状がある中で、どうして納付金額を条件よりも高く設定したのか。考えをお聞かせ願いたい。
- 申請団体) このくらいなら納められるのではないかなと思った。というのはクレー代を安くすれば、たくさん利用者が来る。射撃をしている人は1円でも安い射撃場に行く。
- 委員) 人材確保について、場長、副場長はどなたが就任するのか。この方については常勤となっているが、可能なのか。また、現在想定している採用者の中で、射撃指導員の資格を持っている方はいるのか。
- 申請団体) 場長、副場長については現在の勤務先を辞めて就いてもらう。  
射撃指導員の資格を持っている者はいない。射撃指導員は銃砲店の方で資格を持っている方にさせていただく予定である。

委員) 初心者の講習等に加え、公安委員会から技能講習の委託の依頼があり受託をした場合、相当数の人が受講するため、場合によっては毎日いていただくことになる可能性も出てくる。そうすると、銃砲店の方は銃砲店を営しつつ指導員としても毎日いるということとなるのだが、それが可能だとお考えか。

申請団体) 可能と言えば可能である。

委員) そういう要素を加味して、射撃指導員は、現在想定している採用者で資格を得る等検討しておかないといけない。

委員) 防火管理者の資格をもっている方はいるか。

申請団体) いない。

委員) 実包販売について、外国から輸入して安価で販売する旨の提案があるが、現在販売の許可等を有しているカナガワ装弾(株)との調整はどうお考えか

申請団体) 話し合いだと考える。カナガワ装弾(株)と提携ということも考えられる。その点についてはあまり重く見ていない。

委員) 許可がないと販売はできない。現実にカナガワ装弾(株)が許可を有しているわけで、実包販売について事業計画に書くのはよいが、御留意いただきたい。

委員) 収支計画書の職員数は12人で積算されていて、事業計画では15人採用と記載されているが、これはなにか。

申請団体) 15人の予定である。

委員) ではあと3人分の人件費が計上されていないということでしょうか。

申請団体) そのとおり。ただし、人材確保は確実にできる。

## < 審査・評価 >

委員長) 各審査項目の評価点については、項目ごとに検討することとし、各委員の評価・意見を踏まえ、評価委員会の意見を総合した上で、審査していきたい。特に意見がある場合にはその都度それぞれ述べていただきたい。

### 【神奈川県射撃協会】

#### < 「サービスの向上」 審査項目「施設の運営の基本的な考え方」について >

委員) 伊勢原射撃場の20年間の営業実績、安全対策の最優先にする観点、安全委員会の設置、保守管理のマニュアル作成、委託の地元企業の優先、高校への啓蒙活動などは具体的な提案はあった。

委員) 確かに経験があるので、実績面ではアドバンテージがある。しかし、県側の考えは、施設運営への思いや経験ばかりでなく、納付金を納めるという観点がある。

委員) 指定管理の全般を通じて、団体の総合的な運営方針の考え方が重要だと思うのだが、その観点から審査すると、条例、運営方針等の考え方については評価できない。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

#### < 「サービスの向上」 審査項目「施設の維持管理」について >

委員) 施設の維持管理について、それを誰がどうするのか具体的な提案はなかった。

委員) 安全な維持管理をする上でのマニュアル等が作成されていない。

委員) クレー射撃には一所懸命な主張があったが、ライフルや他の種目については主張がなかった。

委員) 組織基盤がしっかりしており、人材が豊富である。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

#### < 「サービスの向上」 審査項目「利用者サービスの取組み」について >

委員) 女性の立場、女性(射撃手)の施設利用の観点。シャワー室・更衣室等への配慮があった。

委員) 勤務時間のシフト制、女性向けの施設整備、謝恩サービスデー、HP立ち上げ、アンケート箱の設置など具体的な提案はみられた。

委員) 「利用者」とは自分達なのか、今後増やしていくべき潜在利用者なのか、それを考慮すると、自分達寄りターゲットが狭いような印象を受けた。スポーツ振興の観点からはあまり評価できない。

委員) スポーツ振興の観点から、利用者は競技団体がメインではない。一般の方のことも考慮して利用者の人数を増やす提案がないと評価は難しい。

委員長) 総合評価は6点としたい。

全委員) 異議なし。

#### < 「サービスの向上」 審査項目「利用料金制」について >

委員) 具体的な提案がないので採点が難しい。

委員) 減免の基準が全くない。スポーツ振興の観点から、利用料金は低くすべきだが、競技者のことしか考えていない。一般人への考慮がない。一般の視点で減免を考えるべき。

委員長) 総合評価は2点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「その他運営に当たっての提案」について >

委員) 管理運営に関する提案がない。一方で上部団体等への働きかけなど評価できる部分もあった。

委員長) 総合評価は2点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「日常時の安全管理」について >

委員) 有資格者の対応、安全管理委員会の立ち上げ、緊急時を想定した研修など具体的な提案はあった。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「緊急時の対応」について >

委員) 実際にどう運営していくのか体制がよくわからない。

委員) 防火管理者の設置、銃砲所持者用の所持品ロッカーの設置は評価できる。また、射撃に対する理解が深いため、射撃手のための銃の保管、盗難防止の考え方が的確。

委員) 緊急事態が発生したときに、どのような対応をするのか、自分達はどう行動するのか等、対応の仕方に具体的な提示がなかった。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「地域との連携」について >

委員) 具体性がない提案であった。しかし、あくまで印象ではあるが、実績、過去のネットワークはあるのではないかと。

委員) 具体的な提案はないが、実績はあるだろう。

委員) 地域住民との連携を望みたい。

委員長) 総合評価は6点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「管理経費等の削減」について >

委員) 県へ納付すると申請書からは読めるが、今日のプレゼンを考慮すると本当に払えるかは疑問である。しかし、評価する上で、収めるとの主張を評価すれば配点は高くなる。

委員) 今日のプレゼンでは、納付額については指定された後、県と再協議という提案で納付額を支払うとの主張ではなかった。

委員) 自分達は努力します、と提案された文書を見て評価し、プレゼンを聞いて評価すると、実際に経営内容から判断して評価するのかでは、どちらを重要視するかで採点内容が異なる。

委員長) この項目についてだが、評価をするのに疑義があるので、最後に検討することとしてよいか。

全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「人員配置・職員採用及び人材育成」について >

委員) 人員配置が現時点で具体的に決まっていな。三者のうち、どこが中心で何をメインに仕事をするか明確になっていなかった。

委員) 気持ちだけが先行し指定管理者に指定されたらそのとき考えようという考えで動いている。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「財務状況」について >

委員) 財務状況といっても構成員に法人格を有していない団体があり、評価するものがないので非常に難しい。団体等の経営規模に余裕があるかと言えば今の時点で余裕はないのではないだろうか。非常に悩ましいが3点というところか。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「諸規程の整備、個人情報の保護、環境への配慮」について >

委員) 個人情報については、当たり前なことだが、暗証番号によるセキュリティー、必要最小限の情報の取得等、具体的な提案が一部に見られたと思う。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「これまでの実績」について >

委員) 伊勢原射撃場を20年間運営した実績、久里浜でのエアライフル射場運営の実績、他県の射撃場運営の参画など実績が豊富である。

委員長) 総合評価は4点としたい。

全委員) 異議なし。

**【健促みどりの会】**

< 「サービスの向上」 審査項目「施設の運営の基本的な考え方」について >

委員) シューティングスクールの開設は目新しい。選手の育成も可能と感じた。

委員) 競技イメージを変えたい、射撃に興味をもっている人が公平に利用でき、より多くの人に射撃を普及したいという主張があるので、競技人口を増やせるのではないか。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「施設の維持管理」について >

委員) クレー放出機の補修が自前で可能等、具体的なことを考えている。

委員) 安全な維持管理を積極的に行うという点は評価できる。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「利用者サービスの取組み」について >

委員) 実包の販売の調整は難しそうだが前向きな取組みが感じられた。

委員) 利用者を増やす努力をしようという姿勢がみられた。

委員長) 総合評価は6点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「利用料金制」について >

委員) 料金を安くして射撃人口を広げようという姿勢がみられた。

委員) 利用料金に細かな配分が見られた。

委員長) 総合評価は3点としたい。

全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「その他運営に当たっての提案」について >

委員) それぞれの分担がはっきりしている。

委員) 三者が連携し、積極的に自主事業を展開しようとしている点は評価できる。



委員長) 総合評価は3点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「日常時の安全管理」について >

委員) 基準を満たすだけのレベルでの取組みは期待できるのでは。  
委員長) 総合評価は3点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「緊急時の対応」について >

委員) 神奈川県射撃協会のと看と同様、緊急事態が発生したときに、どのような対応をするのか、自分達はどう行動するのか等のマニュアルがない。  
委員) 神奈川県射撃協会と比べて、提案内容が乏しい。  
委員長) 総合評価は2点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「サービスの向上」 審査項目「地域との連携」について >

委員) 基準を満たすだけのレベルでの取組みは期待できるのでは。  
委員長) 総合評価は6点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「管理経費等の削減」について >

委員長) この項目の評価については疑義があるので、先の団体同様、最後に検討することとしてよいか。  
全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「人員配置・職員採用及び人材育成」について >

委員) 効率的・効果的な体制ができていない。  
委員長) 総合評価は3点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「財務状況」について >

委員) 神奈川県射撃協会同様、構成員に法人格を有していない団体があるので非常に難しい。ただ、現状で財務状況に特別大きな問題は見られないと考えられる。  
委員長) 総合評価は3点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「諸規程の整備、個人情報保護、環境への配慮」について >

委員) 平均的な基準を満たすだけのレベルでの取組みは期待できるのでは。  
委員長) 総合評価は3点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「団体の業務遂行能力」 審査項目「これまでの実績」について >

委員) 管理がどんなものかは理解しているだろうが、実績がない。  
委員長) 総合評価は2点としたい。  
全委員) 異議なし。

< 「管理経費等の削減」について >

委員長) この項目について再度検討したい。

**【神奈川県射撃協会】**

< 審査項目「事業計画等との関係」について >

委員) 経験は豊富であり色々な提案があったが、一番の問題は納付金であり、提案は満たされていない。納付金を前提に考えるのか、営業の観点・サービス面で評価するのか。

委員) 努力はするが納付は無理だ、との主張であったと考える。

委員) 施設運営には、管理のための経費がかかる。その辺も考慮して、条件を提示できないというのは非常に大きな問題だと思う。

委員) 今回の指定管理者は、いかに工夫して経費を節減し、納付金を納付するかということにある。

委員) 収支計画の具体的な積算が曖昧。利用料金や減免基準等の提案がない中、明確な根拠が示されていない。

委員) 積算根拠が曖昧である。具体的な提案がない。

委員長) 積算根拠が曖昧であり具体的な提案がないということで総合評価は0点でよいか。

全委員) 異議なし。

< 審査項目「提案額」について >

委員長) 前の審査項目で、収支計画の積算根拠が曖昧で具体的な提案がないと評価したこと、また、県と再協議という提案で募集要項に示された納付額を支払うことを確認できなかったことから、総合評価は0点でよいか。

全委員) 異議なし。

**【健促みどりの会】**

< 審査項目「事業計画等との関係」について >

全委員) 積算の根拠が曖昧である。具体的な積算がないため、採点不能としたい。

委員長) 積算根拠が曖昧であり、具体的な提案がないということで総合評価は0点でよいか。

全委員) 異議なし。

< 審査項目「提案額」について >

委員) 隔離された競技種目であり改革したい主張は理解できたが、身銭を切って補填することについて裏付けがない。

委員長) 前の審査項目で、収支計画の積算根拠が曖昧で具体的な提案がないと評価したことから、評価できないということで総合評価は0点でよいか。

全委員) 異議なし。

<まとめ>

- 委員長) 得点を確認する。神奈川県射撃協会 41点、健促みどりの会 40点。各委員よろしいか。
- 全委員) 異議なし。
- 委員長) 各委員の方は個別の評価内容の見直しなど、提案があれば主張してほしい。
- 委員) 教習射撃指導員を設置しないと射撃場を運営できないので、健促みどりの会は射撃協会等から推薦が得られないと、運営ができない。きちんと人材が揃うか不安が残る。
- 委員) 総合的に評価すると、両者とも不安が残る申請内容であった。  
外部評価委員会の意見を踏まえ、県として後日改めて評価について議論してほしい。
- 委員長) 提案された収支計画の積算が具体的に示されておらず、両者ともにどのように積算をしたのか委員会では理解できなかった。  
納付額の面では、判断材料があまりに乏しく、委員会として評価できなかったという結論である。  
委員会としては100点中、41点と40点として評価することでよい。後は県で審議していただきたい。